

【令和5年度】

# 三田市技術職員修学資金 修学生募集要項



令和5年12月

## <目的>

将来、三田市役所(以下、「市役所」という。)において土木技術職員及び建築技術職員(以下、「技術職員」という。)の業務に従事する意思のある方を対象に修学資金を貸与し、また、一定の条件を満たした場合には修学資金の返還を全額免除することで、技術職員の確保を図るものです。

## <募集内容>

### 1対象者

専門学校(専修学校専門課程)、高等専門学校(第4または第5学年に限る)、短大、大学、大学院(修士課程を専攻している者に限る)(以下、「学校等」という。)の土木系または建築系の学科を専攻し、卒業後に市役所の技術職員として従事する意志のある方。

### 2募集人数

2名程度

### 3募集期間

令和6年2月22日(木)17時まで(土、日、祝日は除く)

※郵送による場合は、2月22日(木)必着のこと。

### 4貸与額

下記のいずれかから、貸与を受ける者が選択することとする。

- ①月額2万円
- ②月額4万円
- ③月額6万円

### 5貸与期間

学校等に在籍する期間内で、貸与の決定を受けた年度の4月から3月まで

※年度途中の申請・決定の場合、当該年度の4月分から(令和5年度は11月分から)遡及適用が可能です。

### 6貸与決定

申請書類の審査及び面接により決定します。

### 7貸与時期

各年度分の請求書が提出された月の翌月末に指定の口座に振り込みます。

## 【貸与開始までのフロー図】



## <応募方法等>

以下の提出書類を三田市経営管理部行政管理室人事課に持参または郵送してください。

### 1提出書類

① 三田市技術職員修学資金貸与申請書(様式第1号)

※申請者の「住所」欄には、住民票に記載された住所を記入してください。

※「その他の連絡先」欄には、住民票に記載された住所以外に連絡及び書類送付を希望する場合のみ記入してください。

(例)住民票は実家のままだが、書類の送付は現居住地にしてほしい

⇒居住地を記入

住民票は現居住地に移しているが、書類の送付は実家にしてほしい

⇒実家の住所を記入

② 誓約書(様式第2号)

③ 履歴書(様式第3号)

④ 学校等への入学を証明する書類(新たに学校等に入学する者に限る。)

⑤ 学校等の在学証明書又は成績証明書

⑥ 申請者の住民票の写し

⑦ 連帯保証人の印鑑証明書

※提出書類の様式等は、下記 URL または二次元コードより市公式ホームページにアクセスしてダウンロードすることができます。

【URL】

[https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/7/gyomu/saiyo\\_jinzai/shokuin\\_saiyo/25855.html](https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/7/gyomu/saiyo_jinzai/shokuin_saiyo/25855.html)

【二次元コード】



### 2保証人

① 申請には2人の連帯保証人が必要です。

② 連帯保証人は独立した生計を営み、修学資金の返還及び延滞利息の支払いの責任を負うことができる資力を有する方とします。

③ 貸与を受けようとする方が未成年の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人としてください。

### 3注意事項

① 申請者は、本要領のほか「三田市技術職員修学資金貸与要綱」(以下、「要綱」という。)をよく読み、本制度の内容を十分理解した上で応募してください。

② 申請書などの提出書類は、遺漏のないよう正確に記載してください。

③ 提出書類は、受付後一切お返しできませんのでご了承ください。

④ 提出された個人情報は、この選考以外には使用しません。

## < 修学資金の返還 >

次の返還事由が生じたときは、市長が指定する日までに返還しなければなりません。なお、返還期間の限度は5年間とします。

### 1返還事由

- ① 三田市の技術職員以外に就職したとき(要綱第17条第3項の場合を除く)。
- ② 修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

◆以下のいずれかに該当したときは、貸与の決定を取り消すことになります。

- ア 就学資金貸与対象者の要件を満たさなくなったとき
- イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ウ 学業成績又は性行が著しく不良であると認められるとき
- エ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- オ 死亡したとき
- カ 前各号に掲げるもののほか、修学資金を貸与することが不相当と認められるとき

- ③ 返還の猶予を受けることができなくなったとき。
- ④ 三田市の技術職員として採用された者であって、在職期間が5年に達するまでに技術職員の業務に従事できなくなったとき。
- ⑤ 死亡又は心身の故障により技術職員として業務に従事できないとき(要綱16条第2号の規定による場合を除く)。

### 2返還額

- 上記(1)の①から③までの事由に該当したときは、貸与を受けた修学資金の全額
- 上記(1)の④または⑤の事由に該当したときは、市長が認める額

### 3返還方法

上記の返還事由に該当した日から15日以内に技術職員修学資金返還計画書を提出し、返還の決定を受けた後、返還を開始してください。返還方法は①～③のいずれかです。

- ① 月賦(2万円を下限とします)
- ② 半年賦(12万円を下限とします)
- ③ 一括払い

### 4返還利息

無利息

### 5延滞利息

正当な理由なく修学資金の返還期日までに返還されない場合は、返還期日の翌日から返還日までの間、法定利率の遅延利息を支払わなければなりません。

## 6返還猶予

- ① 学校等を卒業後、三田市以外に就職することなく、三田市の技術職員に採用されていない状態である場合または、三田市以外に就職したが、その後三田市において技術職員として勤務する意思を有している場合に、卒業又は修了した日の属する月の翌月の初日から起算して3年間の限度に修学資金の返還を猶予します。
- ② 市長が特に必要と認める場合は、市長が必要と認める期間について修学資金の返還を猶予することができます。

## 7返還免除

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、修学資金の返還の全部又は一部を免除することができます。

### 【全額免除】

- 三田市での技術職員として採用された日から起算した在職期間(疾病、負傷その他のやむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。)が5年に達したとき。
- 三田市での技術職員に在職中に業務に起因して死亡し、又は精神若しくは身体の機能に著しい障害を生じ、労働能力を喪失したとき。

### 【一部免除】

- 市長が特別の事由があると認めるとき。

### <その他>

令和6年度分については、別途相談を受付中です。詳細は、市ホームページをご確認ください。

### <お問合せ先・書類提出先>

三田市経営管理部行政管理室人事課

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

電話:079-559-5037 FAX:079-563-1366

メールアドレス:jinji\_u@city.sanda.lg.jp